

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 6 回料金規制会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 6 回料金規制会計専門委員会（2021 年 7 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

本 ED¹に対するコメント・レターの総論の文案について**本表表示すべきか注記のみとすべきか**

2. 法的な規制下にある活動は、純粋な民間企業としての活動とは異なる側面があり、それを本表に表示しなければ適切な財務諸表とはならず、注記のみで済むようなものではないと考える。
3. 本 ED は、IFRS を適用している各国のニーズを基に、長期間にわたって議論されてきたものが公表されている。その背景を考慮すると、注記のみではなく会計処理として扱うべきものであると考える。
4. 制資産及び規制負債を計上することは、経済的資源及び請求権ならびにその変動を表現するという財務報告の目的に照らして妥当であるという IASB の判断を受け入れた上で、対象範囲を限定して、本表表示すべきであると考えている。
5. 本 ED の提案における規制資産及び規制負債は、「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすものと考えられるため、仮に本表表示すべきでないと主張するのであれば、なぜ本表表示しないのかの理屈を十分に詰める必要があると考える。
6. 財務諸表利用者の観点から、本表表示すべきであると考えている。最近では、金融資産への投資手法として、パッシブ運用がアクティブ運用を大きく上回っている。パッシブ運用においては、財務諸表を利用するとしても本表表示の情報しか利用しないため、料金規制対象活動を財務諸表へ反映させるのであれば、注記ではなく本表表示とすべきである。

¹ 本資料において「本 ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

7. 本表表示であろうと注記であろうと、本 ED の提案における規制の情報は財務諸表利用者にとってノイズとしかならないため、いずれも反対である。

本 ED に対するコメント・レターの各質問に対する文案について

測定について

8. 本 ED の提案では、測定において每期将来キャッシュ・フローの見積りを更新することを要求しているが、これは煩雑であるだけでなく、損益情報に対するノイズとなり、情報の有用性を低下させる懸念があるため、その点についてコメントをする予定か確認したい。
9. 規制資産に対して IAS 第 36 号における割引率、規制負債に対して IAS 第 37 号における割引率を使用するという提案である場合、前者の割引率は、投資のハードルレートに近くてかなり高い利率が想定される一方、後者の割引率は一般の市場レートに近い利率であり、規制資産と規制負債で適用される利率が大きく異なる可能性があり違和感がある。

以 上